

日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 高知県（以下「県」という。）は、事業団が運営する私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度に加入する県内の学校法人等（共済法第14条に規定する学校法人及び同法附則第10項に規定する学校法人とみなされるものを含む。以下「法人」という。）及びこの法人に勤務する教職員の長期共済掛金の負担を軽減することにより私立学校教育の振興を図るために補助する。

(補助対象事業及び補助額の範囲)

第3条 この補助金は、事業団が行う共済法第20条第2項に規定する長期給付に係る事業（大学及び短期大学を除く。以下「補助事業」という。）を対象とし、当該事業に要する経費につき、法人に係る標準給与年額の総額の1,000分の8を限度として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 事業団は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる事項を記載した関係書類を添えなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書（該当年度補助金月別計算書）
- (4) 前3号に定めるもののほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(変更申請)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた事業団は、補助事業の内容を変更し、補助金交付決定額の変更を受けようとする場合又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、速やかに別記第2号様式による変更(中止・廃止)交付承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更しようとする補助金額が既交付決定額の10パーセント以内の減額である場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、事業団は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに1通を知事に提出しなければならない。

2 事業団は、前条第4号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出

に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業団は、前条第4号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 事業団は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第10条 補助事業又は事業団に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年3月11日から施行し、昭和59年度分の私立学校教職員共済組合補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月24日から施行し、平成9年度分の日本私立学校振興・共済事業団補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月3日から施行し、平成13年度分の日本私立学校振興・共済事業団補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月19日から施行し、平成14年度分の日本私立学校振興・共済事業団補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行し、平成15年度分の日本私立学校振興・共済事業団補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行し、平成27年度分の日本私立学校振興・共済事業団補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の日本私立学校振興・共済事業団補助金から適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名
(生年月日)

補助金交付申請書

日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱第4条の規定により令和 年度日本私立学校振興・共済事業団補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金交付申請額

高知県知事 様

申請者
住所
氏名
(生年月日)

令和 年度日本私立学校振興・共済事業団補助金に係る
事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました補助金について、下記のとおり当該補助金に係る事業の変更をしたいので、日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 標準給与総額 | 円 |
| | 既交付決定額 | 円 |
| | 変更後標準給与総額 | 円 |
| | 上記金額の1000分の8に相当する金額 | |
| | | 円 |
| 2 | 変更を必要とする理由 | |
| 3 | 令和 年度補助金月別計算書 | |

第3号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名

実 績 報 告 書

日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱第8条第1項の規定により、令和 年度日本私立学校振興・共済事業団補助金の実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 収支計算書
- 2 長期経理財務諸表

第4号様式（第8条関係）

第 令和 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地(住所)
設置者名

日本私立学校振興・共済事業団補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました日本私立学校振興・共済事業団補助金について、日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条に基づく補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

(注) 参考となる資料を添えてください。